

2019年10月10日

株 主 各 位

東京都目黒区上目黒一丁目1番地5号
第二育良ビル2階
株式会社ツクルバ
代表取締役CEO **村 上 浩 輝**

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年10月24日（木曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年10月25日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区白金台一丁目1番1号
八芳園 本館3階「チャット」
※末尾の会場ご案内図をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項 第8期（2018年8月1日から2019年7月31日まで）事業報告及び
計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 取締役7名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」については、法令及び当社定款第18条の定めに従い、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://tsukuruba.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://tsukuruba.com>）に掲載させていただきます。

事業報告

(2018年8月1日から
2019年7月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

わが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善に伴い個人消費に持ち直しの動きが見られ、総じて緩やかな景気回復基調が続いております。一方で、米国の通商政策に端を発する貿易摩擦や地政学的リスク、相次ぐ自然災害等により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

不動産市場においては、首都圏中古マンションの成約価格が上昇を続けており、当社事業と関連する市場環境は堅調に推移しました。

このような経済環境のもと、当社は、主力事業であるcowcamo（カウカモ）事業のサービス改善及び組織体制の強化による事業規模拡大、システム開発への投資などの施策を中心に組み立ててまいりました。この結果、当期の売上高は1,515,187千円（前事業年度比185.3%増）、営業利益は19,432千円（前事業年度は営業損失485,698千円）、経常利益は7,451千円（前事業年度は経常損失486,813千円）、当期純利益は10,735千円（前事業年度は当期純損失401,721千円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① cowcamo（カウカモ）事業

当セグメントにおきましては、主にリノベーション住宅のオンライン流通プラットフォームcowcamoの運営を通じて、リノベーション住宅のマッチング・仲介を行っております。当事業に係る外部環境は、新築マンション価格の高止まりを受けた中古マンション流通の拡大及びリノベーションに対する顧客認知の高まりにより、リノベーションマンション流通市場は拡大基調にあります。

このような環境のもと、事業のさらなる成長に向け、プロダクトの機能改善やオンラインを中心とした広告活動、物件案内を行う営業人員の教育、業務システムの開発などに組み立ててまいりました。

この結果、売上高は1,268,596千円、セグメント利益は344,117千円となりました。

② シェアードワークプレイス事業

当セグメントにおきましては、主にコワーキングスペース・ワークプレイスレンタルサービスの運営事業及びオフィス設計を中心とした設計・空間プロデュースの受託事業から構成されております。当事業に係る外部環境は、都心部におけるオフィス需要の拡大や働き方の多様化により需要の拡大がみられました。

このような環境のもと、当社は、2018年9月にワークプレイスレンタルサービスの拠点となるスタートアップ向けデザインオフィスHEYSHA松濤（東京都渋谷区）、2019年3月にHEYSHA北参道（東京都渋谷区）、2018年10月に直営店として2店舗目となるコワーキングスペースco-ba jinnan（東京都渋谷区）を新規に開設いたしました。

この結果、売上高は246,591千円、セグメント利益は41,259千円となりました。

事業の部門別売上高

区 分	前 期		当 期		前期比増減(△)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減(△)率
cowcamo（カウカモ）事業	382,959千円	72.1%	1,268,596千円	83.7%	885,636千円	231.3%
シェアードワークプレイス事業	148,053千円	27.9%	246,591千円	16.3%	98,537千円	66.6%
合 計	531,013千円	100.0%	1,515,187千円	100.0%	984,173千円	185.3%

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資（ソフトウェアを含む）の総額は129,933千円であります。

cowcamo（カウカモ）事業においては、主に自社利用ソフトウェアへの設備投資74,688千円を実施いたしました。

シェアードワークプレイス事業においては、主に営業拠点の内部造作・什器備品への設備投資30,880千円を実施いたしました。

また、その他全社共通として、主に情報システム関連機器及び本社什器備品への設備投資を総額24,364千円実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

1 資金調達

2019年7月31日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により1,009,010千円の資金調達を行いました。

2 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題としましては、既存事業の拡大、収益性の向上及び中長期的な成長に資する体制整備が重要であると認識しており、特に下記を重要課題として取り組んでおります。

1 サービスの知名度向上

当社は、テレビや新聞、雑誌、ラジオ等のマスメディア向けの広告は実施しておらず、これまで培ってきたWebマーケティングのノウハウを活用することにより、ユーザー、会員を獲得してまいりました。

一方で、当面の対象市場としている首都圏の中古マンション流通市場の規模は、1.3兆円(出典：公益財団法人東日本不動産流通機構「首都圏不動産流通市場の動向(2018年)」)と言われており、中でもリノベーション市場は今後も拡大していくものと予測されます。このため、今後のユーザー、会員獲得においては、マスマーケットにおける認知の獲得が重要であると認識しており、今後はこれまで構築してきたWebマーケティングと並行し、費用対効果を慎重に検討したうえで、テレビや新聞、雑誌、ラジオ等のマスメディアを活用した広告宣伝活動を検討してまいります。

2 エージェントサービスのオペレーションの高度化・効率化

当社は、これまでに開発してきた業務管理システム、蓄積してきたノウハウにより、エージェントサービスの生産性向上とサービス品質の両立を図っております。

しかしながら、今後の事業成長のためにはさらなるユーザー数の増加が必要であり、恒常的な収益性の向上を実現するためには、引き続きオペレーションの高度化・効率化が重要であると考えております。そのため、蓄積された顧客データ・業務データのさらなる活用、業務の自動化等の施策を実施してまいります。

3 事業開発の強化

当社は、cowcamo(カウカモ)事業、シェアードワークプレイス事業のいずれにおいても、早期の事業拡大のために適切な外部の事業者との連携が重要であると考えております。そのため、取引先事業者との関係を強化し、事業開発の推進を図ってまいります。

4 技術開発体制の強化

cowcamo(カウカモ)事業においては、技術革新のスピードは非常に早く、類似のサービスや競合の参入が予測されるため、新規サービスの展開スピードを速めるべく、エンジニアの採用・チーム体制の整備を通じて開発体制を早期に強化してまいります。

5 組織体制の強化

当社は、事業規模の拡大及び成長のためには、専門性を有する人材の採用、社員の育成及び社員への企業理念、経営方針の伝達が重要な課題と考えております。当社は社内研修の強化、福利厚生の実施を図っていくとともに、志望者を惹きつけるような事業を展開していくことで、優秀な人材の採用強化に取り組んでまいります。また、社員に対して経営ビジョン・ミッションを踏まえた当社の経験とノウハウに基づく研修を計画的に実施していくことで、社員の育成及び企業理念・経営方針の伝達を行ってまいります。

6 情報管理体制の強化

当社は、ISO/IEC 27001「情報セキュリティマネジメントシステムー要求事項」に基づくISMS認証を取得しており、情報管理の徹底を図っておりますが、個人情報等の機密情報につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、情報セキュリティマネジメントシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

7 内部統制の強化

当社事業が継続的に成長し、顧客に安定したサービスを提供し続けていくためには、継続的な内部統制の整備、強化に取り組んでいくことが重要であるとと考えております。当社は、組織が健全かつ効果的に運営されるように、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、内部統制の整備、強化を行っていく方針であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 5 期 (2016年 7 月期)	第 6 期 (2017年 7 月期)	第 7 期 (2018年 7 月期)	第 8 期 (当事業年度) (2019年 7 月期)
売 上 高 (千円)	223,348	346,851	531,013	1,515,187
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△29,862	△91,201	△486,813	7,451
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△33,507	27,435	△401,721	10,735
1 株 当 た り 当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△4円44銭	3円62銭	△52円19銭	1円34銭
総 資 産 (千円)	432,877	498,150	975,812	1,869,062
純 資 産 (千円)	191,496	221,055	446,646	1,475,192
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	12円04銭	15円89銭	△31円80銭	163円84銭

(注1) 当社は、2015年9月25日付で普通株式1株につき100株、2017年7月24日付で普通株式1株につき10株、2019年5月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。いずれの株式分割も第5期の期首に、当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

(注2) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出してしております。なお、発行済株式数は、自己株式を控除した株式数によっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

1 親会社との関係

該当事項はありません。

2 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社マチニワ	2,000千円	100%	不動産に関するプロパティマネジメント

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
cowcamo (カウカモ) 事業	主にリノベーション住宅のオンライン流通プラットフォーム「cowcamo (カウカモ)」の運営を通じた、リノベーション住宅のマッチング・仲介
シェアードワークプレイス事業	主にコワーキングスペース「co-ba (コーバ)」・ワークプレイスレンタルサービス「HEYSHA (ヘイシャ)」の運営事業及びオフィス設計を中心とした設計・空間プロデュースの受託事業

(8) 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都目黒区
co-ba shibuya	東京都渋谷区
co-ba jinnan	東京都渋谷区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
121名	22名増	30歳2ヶ月	1年10ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(39名)は含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	75,868 千円
株式会社日本政策金融公庫	48,750
株式会社静岡銀行	25,600
株式会社きらぼし銀行	12,486
株式会社三井住友銀行	11,500
西武信用金庫	6,676

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

35,186,800株

(2) 発行済株式の総数

9,331,700株（自己株式335,600株を含む）

(3) 株主数

6,832名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
村上浩輝	1,640,200	18.23
中村真広	1,587,200	17.64
株式会社エイチ	1,000,000	11.11
合同会社エム	1,000,000	11.11
イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合	350,000	3.89
佐藤裕介	220,000	2.44
ツクルバ従業員持株会	181,700	2.01
株式会社アカツキ	174,000	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	150,700	1.67
電通ベンチャーズ1号グローバルファンド	86,000	0.95

（注1）上記のほか、普通株式の自己株式335,600株があります。

（注2）持株比率は当社所有自己株式（335,600株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第2回新株予約権
新株予約権の数	4,000個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式400,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり6,700円 (1株当たり67円)
新株予約権の行使期間	2018年10月1日から 2025年8月31日まで

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が、権利行使期間開始日の到来後に権利行使資格を喪失した場合は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社となった場合にあっては、取締役会）の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを、認めることができるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、当社の本新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、下記の(a)から(c)に定める制限にて新株予約権を行使できる。ただし、当社が必要と認める場合は、下記の(a)から(c)に定める制限にかかわらず、当社株主総会（当社が取締役会設置会社となった場合にあっては、取締役会）の決議により、権利行使を認めることができる。
 - (a) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の40%以内に限り権利を行使することができる。
 - (b) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年を経過後2年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の70%以内に限り権利を行使することができる。
 - (c) 上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

名称	第3回新株予約権
新株予約権の数	1,720個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式172,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり6,700円 (1株当たり 67円)
新株予約権の行使期間	2018年10月1日から 2025年8月31日まで

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が、権利行使期間開始日の到来後に権利行使資格を喪失した場合は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社となった場合にあつては、取締役会）の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを、認めることができるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、当社の本新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、下記の(a)から(c)に定める制限にて新株予約権を行使できる。ただし、当社が必要と認める場合は、下記の(a)から(c)に定める制限にかかわらず、当社株主総会（当社が取締役会設置会社となった場合にあつては、取締役会）の決議により、権利行使を認めることができる。
 - (a) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の40%以内に限り権利を行使することができる。
 - (b) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年を経過後2年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の70%以内に限り権利を行使することができる。
 - (c) 上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

名称	第5回新株予約権
新株予約権の数	10,750個
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	2名
当社社外取締役	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式107,500株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり1,000円 （1株当たり 100円）
新株予約権の行使期間	2020年8月1日から 2027年7月13日まで

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあることを要する。ただし、取締役会の決定に基づく当社の書面による承認を得た場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権者は、当社の本新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会の決定に基づく当社の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 新株予約権者は、下記の(a)から(c)に定める制限にて新株予約権を行使できる。ただし、当社が必要と認める場合は、下記の(a)から(c)に定める制限にかかわらず、取締役会の決議により、権利行使を認めることができる。
 - (a) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者が割当てを受けた当初の本新株予約権の総数の40%以内に相当する数に限り、権利を行使することができる。
 - (b) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年を経過後2年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者が割当てを受けた当初の本新株予約権の総数の70%以内に相当する数に限り、権利を行使することができる。
 - (c) 上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

名称	第6回新株予約権
新株予約権の数	500個
保有人数 当社監査役	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式5,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり1,000円 (1株当たり 100円)
新株予約権の行使期間	2020年8月1日から 2027年7月13日まで

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、従業員又は社外協力者の地位を有する場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会の決定に基づく当社の書面による承認を得た場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権者は、当社の本新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会の決定に基づく当社の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 新株予約権者は、下記の(a)から(c)に定める制限にて新株予約権を行使できる。ただし、当社が必要と認める場合は、下記の(a)から(c)に定める制限にかかわらず、取締役会の決議により、権利行使を認めることができる。
 - (a) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者が割当てを受けた当初の本新株予約権の総数の40%以内に相当する数に限り、権利を行使することができる。
 - (b) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年を経過後2年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者が割当てを受けた当初の本新株予約権の総数の70%以内に相当する数に限り、権利を行使することができる。
 - (c) 上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

名称	第9回新株予約権
新株予約権の数	16,650個
保有人数	
当社取締役（社外取締役を除く）	4名
当社監査役	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式166,500株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり3,000円 （1株当たり 300円）
新株予約権の行使期間	2020年8月1日から 2027年7月13日まで

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が、権利行使期間開始日の到来後に権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを、認めることができるものとする。
 - (2) 本新株予約権者は、当社の本新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (3) 新株予約権者は、下記の(a)から(c)に定める制限にて新株予約権を行使できる。ただし、当社が必要と認める場合は、下記の(a)から(c)に定める制限にかかわらず、当社取締役会の決議により、権利行使を認めることができる。
 - (a) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者が割当てを受けた当初の本新株予約権の総数の40%以内に相当する数に限り権利を行使することができる。
 - (b) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年を経過後2年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者が割当てを受けた当初の本新株予約権の総数の70%以内に相当する数に限り権利を行使することができる。
 - (c) 上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
村上 浩輝	代表取締役CEO	株式会社マチニワ代表取締役
中村 真広	代表取締役CCO	株式会社KOU取締役
北原 寛司	取締役COO兼シェアードワークプレイス事業部長	—
小池 良平	取締役CFO兼財務経理部長	—
高野 慎一	取締役	日本交通株式会社取締役
服部 景子	常勤監査役	—
佐藤 裕介	監査役	ヘイ株式会社代表取締役
波田野 馨子	監査役	日本弁護士連合会 嘱託弁護士 スターフェスティバル株式会社監査役

(注1) 取締役高野慎一氏は、社外取締役であります。

(注2) 監査役服部景子氏、佐藤裕介氏及び波田野馨子氏は、社外監査役であります。

(注3) 当社は取締役高野慎一氏、監査役服部景子氏、佐藤裕介氏及び波田野馨子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注4) 監査役服部景子氏は、公認会計士及び米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注5) 監査役波田野馨子氏は、2018年11月1日に監査役に就任しております。

(注6) 監査役波田野馨子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数(名)	報酬等の額(千円)
取締役(うち社外取締役)	5(1)	50,700(4,200)
監査役(うち社外監査役)	3(3)	6,900(6,900)
合計(うち社外役員)	8(4)	57,600(11,100)

(注1) 取締役の報酬限度額は、2017年10月23日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。

(注2) 監査役の報酬限度額は、2017年10月23日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

1 重要な兼職先と当社との関係

取締役高野慎一氏は、日本交通株式会社の子会社である日本交通株式会社の取締役でありましたが、当事業年度末日後の2019年8月30日に開催された同社定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

監査役佐藤裕介氏は、ヘイ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

監査役波田野馨子氏は、日本弁護士連合会の嘱託弁護士であり、スターフェスティバル株式会社の監査役でもあります。当社とこれらの兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

2 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	高野 慎一	当事業年度開催の取締役会16回のすべてに出席し、主に組織面の観点から、議案・審議等につき必要な発言を行っております。
監査役	服部 景子	当事業年度開催の取締役会16回、監査役協議会3回及び監査役会9回のすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。
監査役	佐藤 裕介	当事業年度開催の取締役会16回、監査役協議会3回及び監査役会9回のすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。
監査役	波田野 馨子	2018年11月1日就任以降の当事業年度開催の取締役会11回及び監査役会9回のすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。

3 責任限定契約の内容の概要

社外取締役高野慎一氏、社外監査役服部景子氏、佐藤裕介氏及び波田野馨子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,800千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,450千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意することが相当であるとの判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして認識し、取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - 2 「内部通報規程」に基づき、外部の顧問弁護士等を通報窓口とする内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
 - 3 監査役は「監査役監査基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう代表取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
 - 4 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
 - 2 またデータ化された機密情報については、「情報管理規程」及び「個人情報保護規程」に従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1 当社はコーポレートリスクの適切な把握及び啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
 - 2 取締役会は、必要に応じて、リスク管理体制について見直しを行う。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1 当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - 2 当社は「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づき担当取締役及び各部門長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、承認事項、協議事項、報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリングする。
 - 2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、「リスク管理規程」に基づき適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。
 - 3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 子会社は、職務執行に関する権限及び責任について、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
 - ② 当社は、子会社の業務運営状況について内部監査を実施し、子会社と協議のうえ、必要に応じて改善を図る。
 - 4 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は「コンプライアンス規程」を策定し、子会社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - ② 当社の内部監査担当者は、子会社の役職員の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から内部監査を実施する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
- 1 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
 - 2 当該補助使用人に対する監査役からの指示については、取締役及び所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。

- 3 当該補助使用人の人事異動、考課及び懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及び監査役への報告に関する体制
- 1 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合若しくは発生した場合、又は、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
 - 2 取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間での意思疎通を図るものとする。
 - 3 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録及び稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - 4 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - 5 監査役は内部通報窓口である人事・総務部長及び顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象については、詳細な確認を行う。
 - 6 監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。
- (8) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- 1 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当社の監査役から報告を求められた事項について速やかに当社の監査役に報告する。
 - 2 子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実またはそのおそれのある事実を把握した場合は、直ちに当社の子会社担当者に報告し、当社の子会社担当者は速やかに当社の監査役にその内容を報告する。

- 3 子会社は、法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入し、子会社における法令、定款、又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、当社の監査役への適切な報告体制を確保する。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1 監査役監査に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査役より管理部門に見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。
 - 2 当該予算を超過する費用については、事前に監査役より管理部門宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経た上で支給する。
 - 3 なお上記の支給方法は前払い・後払いのいずれの方法も可能とする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
 - 2 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
- (12) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- 1 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除に関する規程」に定め、全ての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
 - 2 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

当社は「取締役会規則」に基づき、原則として毎月1回取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役が1名在籍しており、取締役会における当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会を16回開催いたしました。

(2) コンプライアンス

当社が社会的信頼を確保し、さらなる発展を遂げるためには、全社的なコンプライアンス体制の強化及び推進が不可欠であると認識しております。そのため、当社において「コンプライアンス規程」を定め、その周知徹底を図りました。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として「内部通報規程」を定め、その周知徹底を図りました。

(3) リスク管理

当社は、リスクの軽減及び損失の最小化を図るため、「リスク管理規程」、「反社会的勢力排除に関する規程」等を定めており、全社的なリスク管理体制を強化しております。また、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士などの外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、問題となりうる事項の早期発見に努めております。なお、「内部監査規程」を定め、当社の内部監査担当者が関連部署を内部監査することで、リスク管理体制全般の適切性、有効性について問題がないことを確認いたしました。

(4) 監査役の監査

監査役は、「監査役監査基準」に従って、株主総会、取締役会に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に対する適正な監視を行いました。また、内部監査担当者及び会計監査人と綿密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めました。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大の為の内部留保の充実を図ることが優先課題であると考えており、創業以来配当を行っておりません。現在は成長過程にあると考えていることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、事業拡大、事業効率化のために投資を行い、企業価値向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

そのため、上記の方針に従い、当事業年度においても剰余金の配当の方針はございません。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,505,492	流動負債	269,832
現金及び預金	1,420,974	1年内返済予定の長期借入金	64,540
売掛金	54,487	未払金	74,020
仕掛品	2,261	未払費用	16,088
前渡金	173	未払法人税等	17,886
前払費用	27,117	未払消費税等	68,793
その他	3,278	前受金	1,393
貸倒引当金	△2,800	預り金	13,722
固定資産	363,570	前受収益	13,387
有形固定資産	80,254	固定負債	124,037
建物	59,056	長期借入金	116,340
構築物	1,779	その他	7,697
工具器具備品	19,418	負債合計	393,870
無形固定資産	127,827	(純資産の部)	
ソフトウェア	127,827	株主資本	1,473,916
投資その他の資産	155,488	資本金	594,505
投資有価証券	45,170	資本剰余金	1,307,099
関係会社株式	2,000	資本準備金	850,780
敷金及び保証金	88,702	その他資本剰余金	456,319
長期貸付金	3,963	利益剰余金	△365,266
長期預金	2,000	その他利益剰余金	△365,266
長期前払費用	4,125	繰越利益剰余金	△365,266
繰延税金資産	9,466	自己株式	△62,421
その他	60	新株予約権	1,276
		純資産合計	1,475,192
資産合計	1,869,062	負債・純資産合計	1,869,062

損 益 計 算 書

(2018年8月1日から
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,515,187
売 上 原 価		455,285
売 上 総 利 益		1,059,901
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,040,468
営 業 利 益		19,432
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	74	
受 取 配 当 金	0	
助 成 金 収 入	8,479	
そ の 他	793	9,347
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,382	
株 式 交 付 費	8,415	
支 払 手 数 料	8,759	
そ の 他	770	21,327
経 常 利 益		7,451
税 引 前 当 期 純 利 益		7,451
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,182	
法 人 税 等 調 整 額	△9,466	△3,283
当 期 純 利 益		10,735

株主資本等変動計算書

(2018年8月1日から
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	90,000	346,275	451,611	797,886
事業年度中の変動額				
新株の発行	504,505	504,505		504,505
当期純利益				
自己株式の処分			4,708	4,708
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	504,505	504,505	4,708	509,213
当期末残高	594,505	850,780	456,319	1,307,099

(単位：千円)

	株 主 資 本				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計				
	繰 越 利 益 剰 余 金					
当期首残高	△376,002	△376,002	△66,513	445,370	1,276	446,646
事業年度中の変動額						
新株の発行				1,009,010		1,009,010
当期純利益	10,735	10,735		10,735		10,735
自己株式の処分			4,092	8,800		8,800
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						—
事業年度中の変動額合計	10,735	10,735	4,092	1,028,545	—	1,028,545
当期末残高	△365,266	△365,266	△62,421	1,473,916	1,276	1,475,192

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年9月13日

株式会社ツクルバ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 比留間 郁 夫 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知 倫 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツクルバの2018年8月1日から2019年7月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年8月1日から2019年7月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年9月13日

株式会社ツクルバ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	服 部 景 子	㊟
社外監査役	佐 藤 裕 介	㊟
社外監査役	波 田 野 馨 子	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役7名選任の件

取締役5名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。コーポレートファイナンス、IR及び経営全般に対する監督・助言機能のさらなる強化、並びにテクノロジーを生かした事業の発展をさらに推し進めていくため、社外取締役2名を増員し、取締役7名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	村 上 浩 輝 (1985年9月11日)	2009年4月 株式会社コスモスイニシア入社 2009年12月 株式会社ネクスト（現：株式会社LIFULL）入社 2011年8月 当社創業 2012年7月 当社代表取締役CEO就任（現任） 2012年10月 株式会社マチニワ代表取締役就任（現任） 2013年10月 株式会社アプト（現：株式会社アカツキライブエンターテインメント）取締役就任	2,640,200株
2	中 村 真 広 (1984年11月10日)	2009年4月 株式会社コスモスイニシア入社 2009年11月 株式会社ア・プリオリ入社 2011年8月 当社創業、代表取締役COO就任（現任） 2013年10月 株式会社アプト（現：株式会社アカツキライブエンターテインメント）取締役就任 2018年2月 株式会社KOU取締役就任（現任）	2,587,200株
3	北 原 寛 司 (1983年12月19日)	2011年12月 株式会社コーポレートディレクション入社 2012年9月 デロイトトーマツコンサルティング合同会社入社 2016年11月 当社入社 2017年8月 当社経営企画・財務経理部長就任 2018年5月 当社取締役COO兼経営企画室長就任 2018年8月 当社取締役COO兼シェアードワークプレイス事業部長就任 2019年8月 当社取締役COO兼経営企画室長就任（現任）	13,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	小池良平 (1978年7月28日)	2003年10月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所 2007年6月 公認会計士登録 2014年7月 スターフェスティバル株式会社取締役就任 2016年1月 当社社外監査役就任 スターフェスティバル株式会社監査役就任 2016年3月 フォルシア株式会社業務部長就任 2018年5月 当社取締役CFO兼財務経理部長就任 2019年8月 当社取締役CFO兼管理部長就任（現任）	24,300株
5	高野慎一 (1958年3月22日)	2006年7月 株式会社リクルートコスモス（現：株式会社コスモスイニシア）執行役員グループ戦略室長兼総務人事グループ長就任 2011年11月 株式会社ぎょうせい執行役員経営企画室長兼人事部長就任 2015年10月 当社社外取締役就任（現任） 日本交通株式会社取締役管理部長就任 2015年8月 Japan Taxi株式会社コーポレート部長就任 2017年8月 日本交通株式会社常務取締役就任	65,000株
6	※鈴木秀和 (1982年7月18日)	2005年4月 大和証券SMBC株式会社 （現大和証券株式会社）入社 2018年9月 株式会社アトラエ入社 2018年12月 株式会社アトラエ取締役CFO就任（現任）	0株
7	※福島良典 (1988年2月15日)	2012年11月 株式会社Gunosy創業、同社代表取締役就任 2013年11月 株式会社Gunosy代表取締役最高責任者就任 2018年8月 株式会社LayerX代表取締役社長就任（現任）	70,000株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 村上浩輝氏及び中村真広氏を取締役候補者とした理由は、当社創業者として強いリーダーシップを発揮し、長年にわたり当社のビジネス及び組織文化の発展に尽力して参り、両者は当社のさらなる成長と企業価値向上を実現するために重要な存在であると判断したためであります。
4. 北原寛司氏を取締役候補者とした理由は、大手コンサルティング会社を経て、現在は当社取締役CFO兼経営企画室長を務め、当社の事業及び経営における豊富な知識と経験を有しており、当社のさらなる成長と企業価値向上に資するものと判断したためであります。
5. 小池良平氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士としての知識及び経験に基づき現在は当社取締役CFO兼管理部長を務め、管理部門の責任者として豊富な知識と経験を有しており、当社のさらなる成長と企業価値向上に資するものと判断したためであります。
6. 高野慎一氏、鈴木秀和氏及び福島良典氏は社外取締役候補者であります。
7. 当社は、高野慎一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。また、鈴木秀和氏及び福島良典氏についても、原案どおり選任された場合、新たに独立役

- 員として指定する予定です。
8. 高野慎一氏を社外取締役候補者とした理由は、高野慎一氏は不動産業界における企業経営者として豊富な経験を有することから不動産業界に精通しております。また、その他の業界においても取締役や管理本部長を務める等、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、客観的かつ中立的な立場で、当社の経営に関する的確な助言及び業務執行の監督を実施していただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 9. 鈴木秀和氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり大手金融機関において業務に従事し、金融、投資、財務戦略全般について豊富な知見と経験を有しており、また、上場企業経営者としての経験に基づくコーポレートファイナンス及びIRの高い見識を有していることから、今後の当社の経営に関する的確な助言及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して社外取締役としての選任をお願いするものであります。
 10. 福島良典氏を社外取締役候補者とした理由は、エンジニアとしてコンピュータサイエンスや機械学習への深い見識を持ち、かつ、上場企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、今後の当社の経営に關して的確な助言及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して社外取締役としての選任をお願いするものであります。
 11. 高野慎一氏は、現在、当社の社外取締役ですが、高野慎一氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 12. 当社と高野慎一氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社と同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 13. 鈴木秀和氏及び福島良典氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
 14. 村上浩輝氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社エイチが所有する株式数も含んでおります。
 15. 中村真広氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社エムが所有する株式数も含んでおります。
 16. 各候補者の所有する当社株式は、当期末（2019年7月31日）現在の株式数を記載しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区白金台一丁目1番1号 八芳園 本館3階 「チャット」



会場最寄駅

白金台駅(東京メトロ南北線・都営三田線) 2番出口より徒歩1分